



和み、和らぐ。
和歌山から
はじまる旅。

令和4年5月11日

資料提供

担当課 観光振興課

担当者 佐伯、金尾

電話 073-441-2775

「水の国、わかやま。」体験観光事業者 スタートアップ支援事業補助金の募集案内

和歌山県には、豊かな森に育まれた清らかな「水」があります。そして、その「水」がつくりだす清流・滝・奇岩などの絶景、多種多様な温泉や食、カヌーやラフティングなどのアクティビティ体験といった「水」に関連する観光資源が数多く存在します。

県では、これらの観光資源の更なる認知度及び集客力向上のため、本県が誇る清らかな「水」に関連する自然環境を活かした体験観光事業（食の体験を含む）の新たな開発※、体験観光利用者の利便性の向上、受け入れ機能強化につながると認められる事業に要する経費の一部の補助を行っています。

つきましては、下記のとおり本補助金の募集を行いますので、お知らせします。

※新たな開発とは、体験観光事業の新規創業や新規体験メニューの追加などを想定しています。

補助対象事業者

- 市町村観光関係団体（観光協会、旅館組合など）
- 県内に事業所を有する個人又は団体（法人格の有無は不問）であって県内で体験観光事業を営むもの

補助対象となる事業例

- 清流を活かしたカヌー体験事業者が、更なる誘客を促進するため、SUP（スタンドアップパドルボード）体験事業の実施に際し、ボード、パドル等の備品を購入
- 日本人向けのキャニオニング体験事業者が、新たに外国人客をターゲットとするため、ホームページを多言語化し、チラシ・ポスターを作製 等

補助対象となる経費

本県が誇る清らかな「水」に関連する県内の自然環境を活かした体験観光事業の新たな開発（実施）につながると認められ、申請事業者が過去に観光客に有料で提供したことがない体験メニューを、補助事業終了後も3年間以上継続して有料で提供する計画性のあるソフト事業の実施に要する経費（謝金、広告宣伝費、使用料及び賃借料、印刷製本費、備品購入費）

補助限度額及び補助率等

- 補助限度額 100万円
- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 補助対象期間 令和5年3月31日まで
- 事業規模 概ね20万円以上の事業

申請書等提出締切

令和4年6月15日（水）17時必着

その他

- 申請書類に基づき、事業実施計画について外部有識者等によるヒアリング（6月下旬～7月上旬）を行います。
- 事業の詳細及び申請書様式等については、以下のURLからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O62400/>

